小規模修繕契約の主な流れ

帯広市	小規模修繕契約希望者登録者

修繕が発生

小規模修繕の発注前

登録名簿から、受注実績やアピールポイントを参考に見積業者を検索します

定期的に発注の多い課に、アピール（営業活動）をしてください

費用がどの程度かを確認するために参考見積の作成を依頼
（電話聴取又は参考見積書徴取）

参考見積は、市が予定価格を積算するための参考に依頼するもので、様式は見積書と同じです

電話又は参考見積書の提出により金額を回答（この時点では、受注になりません）

修繕業務の予定価格を設定

見積合わせに必要な見積書の提出を依頼
（予定価格により一者又は複数の業者）

見積書提出

予定価格以下で最も安価な見積書を提出した事業者を発注先として決定

発注先への連絡
手続きは書面（発注書・請書等）が基本ですが、電話連絡による場合があります

＜契約＞
20万円を超える契約の場合には、受注者が200円の印紙を添付した「請書」を作成する

修繕内容や注意事項、実施目的等の内容を市担当者と打合せ

修繕実施
（実施前・後の写真を撮影）

検収（履行確認）

検収の合格後に請求書を発行

所定の金額を期限内に支払いします
発注書、請書等の書面による契約 :30日以内
書面を作成していない場合 :15日以内